

Hfw client briefing:

Shipping

香港での Misdelivery クレーム

香港終審法院(the Court of Final Appeal)は Carewins Development (China) Limited 対 Bright Fortune Shipping Limited (FACV No.13 of 2008, 12 May 2009)の Misdelivery クレームに関し重要な判決を下したが、その中で判事は **straight B/L** 及び運送契約の免責条項の適用について言及している。

背景

被告である運送業者 (**Freight Forwarders**) は、香港からロサンゼルスへの委託貨物である靴の運送に関し **B/L** を原告に発行した。被告が発行した **B/L** は **Straight B/L**、つまり荷受人の名前が記載され、“**to order**”の記載のないものであったため、**B/L** の譲渡は不可能であった。積荷はロサンゼルスにおいてオリジナル **B/L** の提示なしで荷受人に引き渡された。荷渡し後すぐに米国において **trade mark infringement**(商標権侵害)として積荷は押収され、その結果荷受人は原告に代金の支払いをしなかった。

原告は該貨 **Misdelivery** について香港にて訴訟を提起、積荷の **invoice value** の賠償を求めた。初めは (**Stone** 判事が被告に船荷証券の免責条項を認めたため) 被告が勝訴したが、後に原告は高等裁判所へ控訴、その後被告は終審法院に上告した。

争点

終審法院では以下の 2 点が争点となった。

1. 積荷が **straight B/L** の下、記名された荷受人へ運送された状況において、オリジナル **B/L** の提示、及び引渡しがなかった場合、運送人は法的責任を負うか。
2. 運送契約上では、運送人の過失により生じたものであるかどうかに関わらず、運送人は積荷の紛失や **Misdelivery** に関する責任を負わない旨が表記されているが、この免責事項は本件に適用されるか。

終審法院での審議前、原告は、本件のクレームは荷渡し後に発生したことから、ヘーグ・ヴィスビー・ルール (**Hague-Visby Rules**) の対象にならないことを認めた。

Straight B/L

被告は、**straight B/L**は権原証券でないこと、既に受取人の身元を把握していることなどから、オリジナル **B/L** を提示なしで積荷を引き渡すことは可能であると主張した。

Ribeiro 判事はこれを否定し、**straight B/L** が譲渡不可能であるとはいえ、オリジナル **B/L** を提示する事は単に形式や、意味のない行為ではないとした。

「荷送人は、荷受人の代金未払いに対し、**B/L** を保留することができるということは、商業取引の上で注目すべき重要な事実である。」

つまり運送人は、荷受人が、オリジナル **B/L** の提示なしで、荷送人より積荷の所有権を得ると考えるべきではなく、また積荷の引渡しにおけるオリジナル **B/L** の提示は **Negotiable B/L** に限らず、**straight B/L** にも求められるものとした。

Ribeiro 判事は判決の理由として、**B/L** の **attestation clause**(証明条項)に関し「以上の証として、運送人が 3 通のオリジナル **B/L** にサインし、そのうち 1 通が回収されると残りの 2 通は無効となる」という事実について言及した。

同判事は、この **attestation clause** は当事者が運送人へ **B/L** を提示し、積荷の引渡しをする場合でのみ、その存在の意味を成すとした。もし当事者がオリジナル **B/L** の提示を必要としない場合は、荷受人の身元の証明を以って荷渡しされる **Sea waybill**(海上貨物運送状)を使用して運送することも出来る。

判決は **straight B/L** は権原証券とし、このことから、(荷揚げ地で積荷に対する代金を受け取っていない場合のある) 荷送人と (**Letter of Credit** の下、船積書類を所持している場合のある) 銀行の、両者の利益を守ることができるとした。

この判決により香港においては **straight B/L** の不確実さを解消することができるであろう。Brijj [2001] 1, Lloyds Rep 431 において、第一審裁判所では運送人は荷受人へ積荷を引き渡す前にオリジナルの **straight B/L** の提示を求めなくても良いとしたが、終審法院ではこの Brijj の判決を覆し、英国貴族院による **The Rafaela S**[2005]2 AC 423 に関する判決や、その他シンガポール及びオーストラリアでの判例に沿い、**straight B/L** の提示を要するものとした。これに従い、運送人が積荷をオリジナルの **straight B/L** の提示無しに荷受人へ引渡した場合、これは契約違反や不法行為となり、損害につき荷送人へ法的責任が生じるこ

となる。

免責事項の適用

被告は、たとえ B/L のオリジナルを提示するルールが **straight B/L** に適用されるとしても、B/L の免責事項により、**Misdelivery** に関する原告の訴えは認められるべきではない、と主張した。免責事項は“この(a)項に定められている場合を除き、運送人は積荷の損失や **Misdelivery**、及び積荷への損害に関し、たとえ運送人やその使用人、代理店や下請業者などの過失に因るものでも、責任を負う義務はない”となっていた。

判決では被告の訴えは受け入れられず、B/L の免責事項は運送人がオリジナル B/L を要求しなかった過失による **Misdelivery** により発生した損害には関係しないとした。

この判決を下すにあたり、**Ribeiro** 判事は商業契約の解釈の原則について言及した。第一に、判事は、免責事項は免責を頼る者にとって不利に解釈されるべきであり、同条項は契約の全体的な状況に従い解釈がなされるべきとした。

免責事項での免責が広い意味で使われていた場合、その適用について、**Ribeiro** 判事は以下のように答えた。

「免責が広い意味で使用されていれば、どのような状況にも適用してしまう。当事者の同意の趣旨を反映する、契約上の義務を保つものもあれば、その反対に、それら義務を否定し、契約自体を打ち消してしまうものもある。従って、当事者間の契約の目的や法的影響を保持すべく、免責事項は免責を頼る者にとって不利に、免責の対象範囲がより限定されるよう解釈されるべきである。」

この原則に従い、今回の **Misdelivery** が運送人の過失によるものかどうかにかかわらず、運送人の責任としないという免責事項はどの様に解釈されるべきかが次の争点となった。

Ribeiro 判事は、オリジナル B/L と引き換えに積荷の引渡しをすることは **straight** と **negotiable** の両 B/L において、きわめて重要な原則であるとした。何故なら、運送契約で最も大切なことは、積荷が、それを受け取る権利を持つ正当な荷受人に引き渡されるということだからである。

Ribeiro 判事は、B/L の免責事項は多様な状況に適用され、オリジナル B/L の提示なしに引き渡された積荷の **Misdelivery** に関するクレームには一概に適用されないと言い切れない

いとした。例えば、**Misdelivery** の過失は不当な **B/L** によるものや間違っただelivery agent への引き渡しによるものなど、様々である。しかしながら、本件の様にオリジナル **B/L** を提示せずに積荷を意図的に引き渡した状況に適用するとは言い切れない、とした。

この判決では、明白な記載を含む免責事項が存在した場合に免責が適用される可能性は否定されなかった。つまり、免責事項が **Misdelivery** について運送人の過失により発生したか否かに関わらず（積荷を受け取る当事者がオリジナル **B/L** を返却できなかったことなど）いかなる原因でも運送人は責任を負わない、などの明白な記載を含むものであったなら、今回判決は違ったものとなっていただろう。

結論

終審法院の判決は以下の事項を確認するものとなった。

1. **Straight B/L** か **Negotiable B/L** に関わらず、オリジナル **B/L** の提示の下でのみ運送人は積荷を引き渡さなければならない。
2. 運送契約の免責事項は、正式に権利をもつ荷受人にのみ引き渡されること、などといった契約上の重要な義務に関する責任を免除する場合、念入りに作成されるべきである。もし免責事項が明白に作成されていない場合、判決ではその適用が制限され、荷送人の訴えに対して、何の弁護をすることもできない可能性がある。